

No. 42 : 事業者の選定及び契約に当たり、特に留意すべき事項は何か？

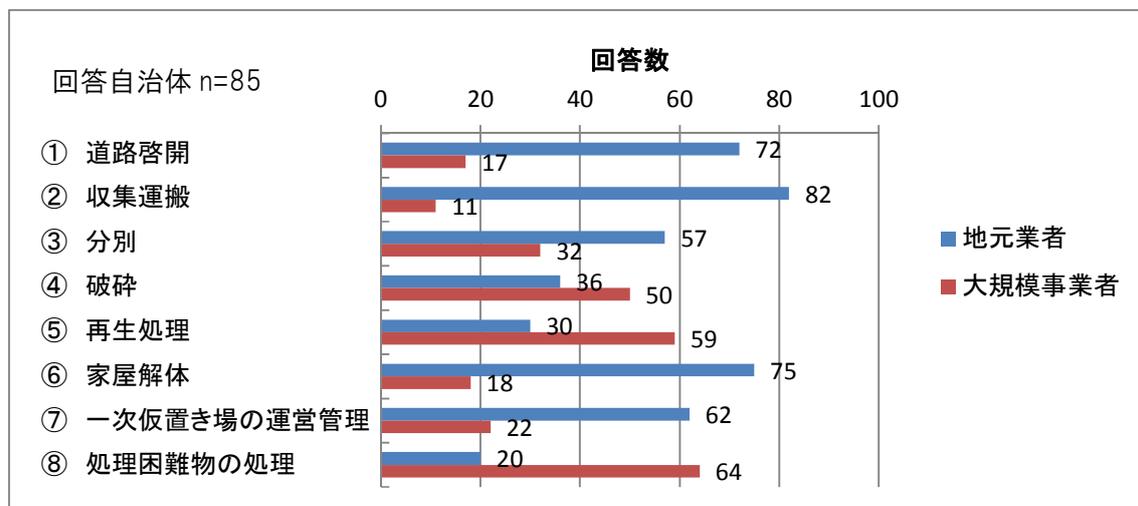
関心度：★★★★☆

**アンケート結果**・**ヒアリング結果**ともに、破碎や再生処理、処理困難物の処理は大規模事業者が、それ以外の道路啓開、収集運搬、家屋解体等は地元の情報に詳しい地元業者が適しているとの意見であった。初動対応等を地元業者に依頼し、速やかに対応できた好事例があった一方、業者が被災し対応できなかった事例もあった。

また、**ヒアリング結果**では、実際の発注に際しては廃棄物の総量が分からないため、単価契約とせざるを得ないという意見が多かった。単価設定に当たっては、県等の統一単価が設定されていない場合は、単価を決めるのに苦労したとの意見もあった。

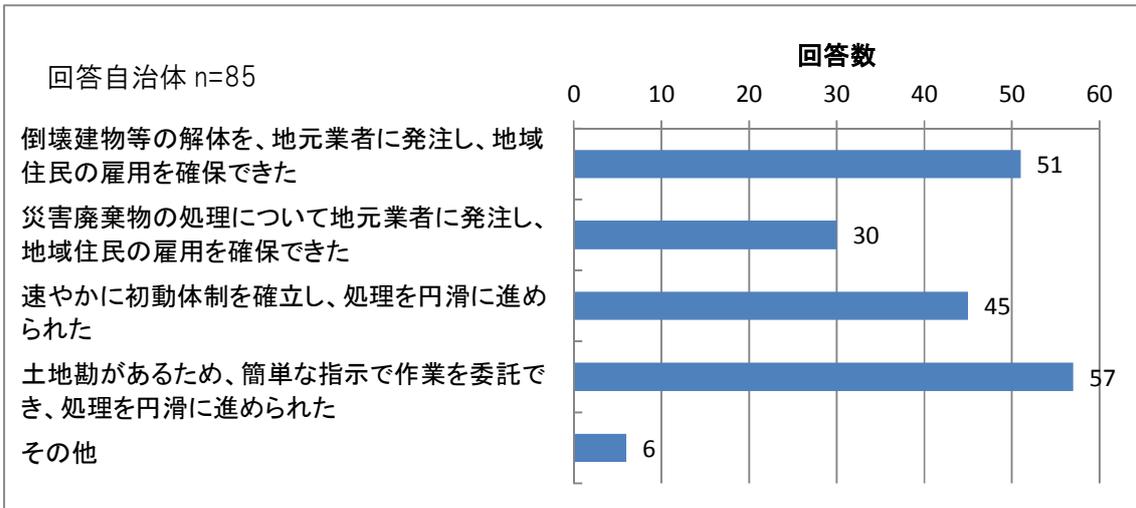
#### アンケート結果：

■以下の業務について、委託先として適していたのは地元業者（地元住民が社名を認知しており、地元情報に詳しい）・大規模事業者（業務のノウハウがあり、十分な機材・人員を保有している）のどちらだと考えますか。（複数回答可）



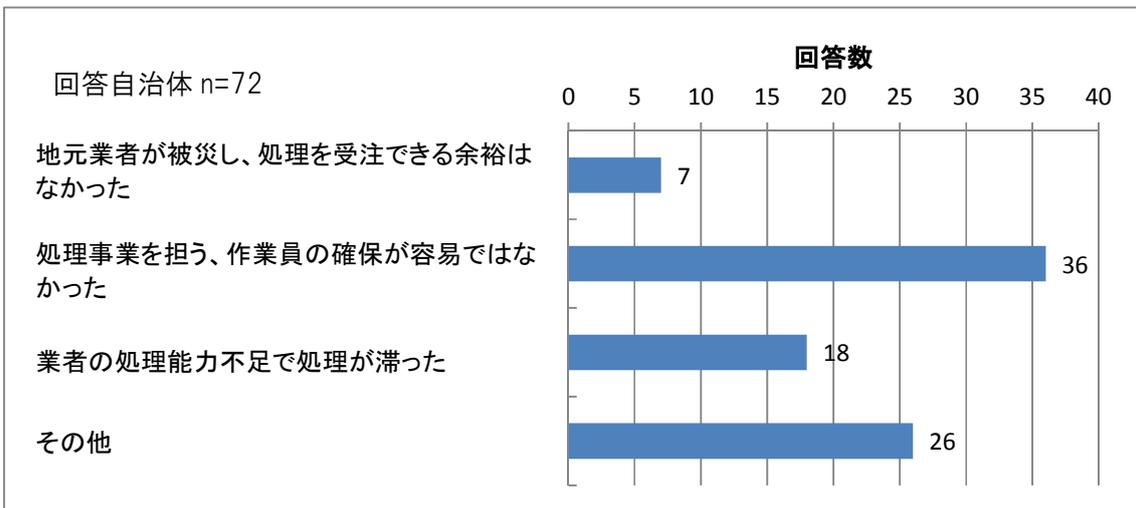
→④破碎、⑤再生処理、⑧処理困難物の処理は大規模事業者が、①道路啓開、②収集運搬、⑥家屋解体、⑦一次仮置き場の運営管理は地元業者が適するとの回答であった。

- 貴自治体内に所在する建設会社などの地元業者との関係について、うまくいった点は何ですか。  
(複数回答可)



→「土地勘があるため、簡単な指示で作業を委託でき、処理を円滑に進められた」が回答数 57 で最も多く、次いで「倒壊建物等の解体を、地元業者に発注し、地域住民の雇用を確保できた」が回答数 51、「速やかに初動体制を確立し、処理を円滑に進められた」が回答数 45、「災害廃棄物の処理について地元業者に発注し、地元住民の雇用を確保できた」が回答数 30 であった。

- 貴自治体内に所在する建設会社などの地元業者との関係について、課題となった点や、うまくいかなかった点は何ですか。(複数回答可)



→「処理事業を担う、作業員の確保が容易ではなかった」が回答数 36 で最も多く、「業者の処理能力不足で処理が滞った」が回答数 18、「地元業者が被災し、処理を受注できる余裕はなかった」が回答数 7 であった。「その他」は回答数 26 で様々な意見があったが、放射性物質による影響等が挙げられた。

## ヒアリング結果：

多くの自治体では、雇用の確保や地域経済の振興を重視し、地元業者が受注可能な場合にはできるだけ地元業者の活用を優先した。地元業者が適している業務としては道路啓開、収集運搬、家屋解体業務等であった。地元の情報に精通しているため、土地勘があり場所の説明が容易、啓開を優先すべき道路や迂回路について自ら判断できる、住民にとって親近感がありスムーズに進む等の強みが生かせる業務である。

一方で、破碎、再生処理、処理困難物の処理等は、ノウハウや専用の設備が必要な業務であり、大規模事業者への委託が適しているという意見が多かった。

業務発注に際しては、廃棄物の総量が分からないため、単価契約とした自治体が多かったが、出来高の管理に苦労したという意見が多かった。施工監理については、事業者団体がまず作業日報等を確認した上で、自治体職員が再確認した事例もある。

また、県・市町村の統一単価や物価資料に設定されていない場合は、単価設定に苦労したとの意見があった。見積比較により単価を設定した場合は、最廉価を個別に採用し、受注各社が当該単価で実施可能かを確認してから発注した。

自治体の意見は以下のとおりである。

### ○事業者の選定

- ・発災後に早期に事業者と契約する必要がある。
- ・災害廃棄物の性状は多様な種類のものが含まれているため、通常、産業廃棄物として処理されている廃棄物は、産業廃棄物処理業者に処理を委託すべきである。
- ・施工監理業務を産業廃棄物処理業者に委託したところ、処理業務はスムーズであったが、数量管理に不十分なところがみられた。(岩手・沿岸市)
- ・家屋解体に係る積算はコンサルタントよりも地元の建設業者のほうがスムーズであった。
- ・単一業者と契約したが、災害廃棄物（特に木くず）の処理が遅れ、しばらく搬出できないとの申出があった。複数の業者と契約を締結した方がよいと思った。
- ・地元精通していることや、地域住民の安心確保から、業者選定は市の指名業者に限定した。
- ・契約書には、適正な業務遂行をさせるためにも、再委託先名の記載が必要である。

### ○事業者との契約方法

- ・契約時に、支払の方法について明確化しておくほうがよい。
- ・収集運搬と処理の委託等について、多くの場合は業者との契約は単価契約であった。
- ・処理委託については、処理量により変動するため、総価契約ではなく単価契約（選別・重機・運搬・資機材など）が望ましい。
- ・廃棄物総量が分からないため総価契約は難しい。しかし、単価契約が特に有効でもなく、最適な発注方法は明確ではない。
- ・収集運搬業務は出来高管理が難しい。
- ・解体家屋が多数の場合、個別に設計することは難しいと思われるので、国で統一した積算基準を定めてほしい。

### うまくいった事例！

- 契約書に発注者・受注者双方の協議により対応する旨の文言を付し、特に処理の進め方については両者で綿密な協議を行い対応した。また、契約書には、適正に業務を遂行させるに当たり、再委託先名を記載した。委託料については、処理費・労務費・運搬費・重機費など各種単価に基づく出来高払いとし、出来高の根拠を明確にするため、搬出・運搬・処理に係るデータを一元管理するシステムの導入や従事した作業員・使用重機等の写真を毎回撮影することなどにより適正に管理し事業を実施した。（福島・沿岸市）